

# 2年以上の勤務経験がある方へ 専門実践教育訓練給付金制度

## 専門実践教育訓練給付金制度のご案内

2年以上の勤務経験がある方へ  
「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されています！

4月入学をご検討中の方は  
入学前の2月末までに住所管轄のハローワークにて受給資格の確認等を行って下さい

### 専門実践教育訓練給付金とは

厚生労働省による中長期的なキャリアアップを目的とした雇用保険の給付金制度です。  
厚生労働大臣が指定したコースを受講し、対象の資格を取得して就職すると2年間合計で最大112万円の学費が支給されます。

2年間の合計で最大  
**112万円**の支給  
※給付金支給には条件があります

### 対象者

初めて教育訓練給付金制度を利用される方は、受講開始日前までに通算して2年以上(原則は3年以上)の雇用保険の被保険者期間を有している方。  
現在離職中の方は、離職後1年以内での入学が条件となります。

← 学費総額 →

	①受講中に支給 学費の50% (上限80万円)	②修了後に支給 学費の20% (上限32万円)
--	-------------------------------	-------------------------------

### 給付金支給

1. 受講中  
学費の50%(2年制：上限80万円)を支給

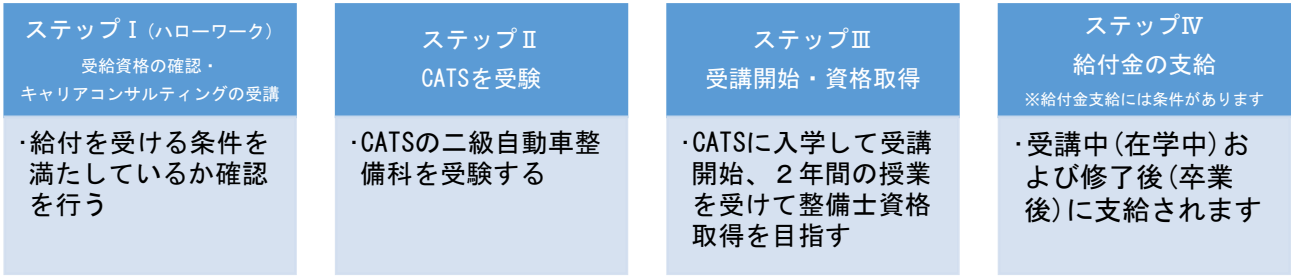
2. 修了後  
上乗せ20%(2年制：上限32万円)を追加支給  
※最大112万円の支給を受けるには受講修了日の翌日から1年以内に「就職決定(一般雇用保険の被保険者)」が条件となります。

### 受給資格確認方法

住所管轄のハローワーク(公共職業安定所)で確認できます。  
※身分証明書と印鑑を持参してください。  
※申請を行うには、ハローワークに相談し、キャリアコンサルティングを受ける必要があります。詳細は住所所轄のハローワークまでお問い合わせください。  
※10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の合計額は168万円が限度となります。

### 給付金支給までの流れ

【受講開始の一ヶ月前まで】  
※4月の入学希望者は入学前の2月末までに<ステップI>を完了する必要があります。



### 教育訓練支援給付金

45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方が対象となります。詳しくはお問い合わせください。